

平成31年3月5日

岡山県立西大寺高等学校長

山本 達也



平成31年度 岡山県立西大寺高等学校 運動部活動に係る活動方針

1 本校の運動部活動

陸上競技、卓球、バレー、バスケットボール、野球、ソフトテニス、剣道
バドミントン、サッカー、フェンシング、ハンドボール、空手道

2 目標

- (1) 生涯にわたって運動に親しむとともに健康の保持増進と体力の向上に繋がるような運動習慣確立への資質や能力を養う。
- (2) 興味・関心を共有した異年齢集団による活動の中で、自己肯定感や自制心、協調性やコミュニケーション能力、自主性等を育む。

3 基本方針

- ・学力向上の実現を果たした上で、運動技能の向上を目指す運動部活動の運営
- ・人間性・協調性に富む人格形成に繋がる部活動の実践【生徒】
- ・仕事と私生活の調和を図り、持続可能な活動の実現を図る部活動指導【教員】

4 部活動の運営について

- (1) 適切な運営のための体制整備
 - ア 運動部顧問は、年間活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。
 - イ アの活動方針及び年間活動計画は、ホームページ等により生徒・保護者へ公表する。
 - ウ 校長は、各運動部の活動計画及び活動実績の確認等により、各運動部の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ活動を行い、教師の負担が過度にならないよう、適宜、指導・是正を行う。
- (2) 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進
 - ア 生徒の心身の体調の管理、施設・設備の安全確認により、事故の未然防止を図るとともに、事故発生時の適切な対応の確認を実施する。
 - イ 体罰やハラスマントの根絶を徹底する。
 - ウ 生徒の実態や意見を踏まえて、短時間に合理的でかつ効率的・効果的な活動を実施し、生徒自らが目標や課題を設定し、解決に向け実践できる自主性を育成する。
 - エ 全教員に対して、救急救命法（AED使用を含む）を学習する機会を設ける。
- (3) 適切な休養日等の設定
 - ア 1日の活動時間は、原則、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とする。（練習試合、遠征は除く）
 - イ 競技特性等により、1日の活動時間がアの原則を超える場合は長くとも平日では3時間程度、休業日は4時間程度を上限とする。その際は、週当たりの活動時間の上限は16時間程度とする。※ 特殊な場所や環境（山、海、川、専用施設等）での活動が必要な場合等
 - ウ 下校時刻を厳守する。（活動時間を延長した場合、1学期初日から2学期中間考査発表までは18時30分、その他の期間は18時00分）
 - エ 学期中は、原則として週当たり2日以上の休養日を設ける。（平日は少なくとも1日、週末は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は休養日を他の日に振り替える。）
 - オ 定期考査最終日から大会初日までの期間が1週間以内の場合を除き、定期考査発表からの活動は行わない。活動する際は、1時間程度の活動を実施する。
- (4) その他
 - ・隨時、部顧問会議を実施し、顧問間の共通理解を図る。
 - ・顧問は生徒・保護者に対して活動方針等の説明を行い、部活動への理解と協力を得ることができるように努める。
 - ・部費等の取り扱いについては公費に準ずる（学校徴収金マニュアルに基づく）こととし適切に管理する。年度終わりに校長へ決算報告を提出し、保護者へ報告する。
 - ・文化部については、当面、本方針に準ずる。